

確認しまじょう 冬への備え

冬は、大雪や凍結により日常生活に大きな影響を与えたり、交通事故などが発生しやすくなる季節です。雪などによる被害を軽減するためには、日頃から気象情報などをチェックして情報収集し、外出を控えたり、早めの帰宅を心がけることが大切です。積雪時の除雪やごみ収集を安全に行うために、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。



水道管の凍結対策を！

気温が氷点下になると、水道管や蛇口が凍って水が出なくなったり、破裂したりすることがあります。凍りやすい環境にある水道管（風当たりが強い、露出しているなど）には保温材を巻き、ぬれないうようにビニールで覆うなど、ご家庭の水道の防寒対策を施してください。また、夜間や早朝の冷え込みに備えて、少しづつ水を出し続けておくと凍結しにくくなります。出した水はためて、洗濯などに使いましょう。

【凍ってしまったら】

自然に溶けるのを待つか、凍った部分に布やタオルをかぶせて、その上からぬるま湯をかけてゆっくり溶かしてください。

❗ **熱湯をかけると破裂やひび割れの恐れがあります。**

【水道の止水栓を点検しましょう】

水道管の破裂など、緊急時の初期対応ができるように、日ごろからご家庭の水道の止水栓を点検しましょう。

問 水道局給水維持課

0857・53・7933

市道の除雪について

市道での車道除雪対象路線は、
①通勤、物資輸送路線②学校など、市公共施設に通じる路線および集落と主要路線③通学路線④その他保育園などの緊急に必要とする路線としてあります。それ以外の道路の除雪については、みなさんのご協力をお願いします。

作業上、除雪後は玄関前などに必ず雪が残ってしまいますので、玄関前などの除雪については、各家庭でお願いします。

除雪は、交通への影響を避けるため、主として、夜間や早朝の交通量が少なくなる時間帯の作業となることから、騒音や振動で迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

路上に1台でも放置車両があると除雪が行えません。また雪を路上に投棄することは、スリップ・スタック事故を引き起こす原因となりますので絶対におやめください。

【車の乗り入れブロックについて】
自宅や事務所などへの車の乗り入れのために、「乗り入れブロック」や「鉄板」を道路上に設置する行為は道路法違反であり、除雪

ながら、次回の収集日に出すようご協力をお願いします。
【冬季限定のごみ集積場所の変更の届出について】
降雪が想定される期間（例…1月～2月の間）のみ、国道・県道・広い市道沿いにごみ集積場所を変更（統合や新設）することでごみが回収されやすくなります。

◆手続き方法
ごみ集積場所届出書、変更場所の地図を廃棄物対策課（または各総合支所市民福祉課）へ提出する。
※ごみ集積場所届出書は、廃棄物対策課、各総合支所市民福祉課、本市公式ホームページで取得できます。

※なお、ごみステーションを元の場所に戻される際は、再度届出書の提出が必要です
問 本庁舎廃棄物対策課
0857・30・8091

除雪応援隊の派遣について

ひとり暮らしの高齢者などで除雪が困難で外出ができない世帯の孤立化を防ぐため、地域における除雪体制が整うまでの間、市職員で編成した除雪応援隊を派遣します。

車のはね上げなどの原因となり危険です。事故が起こった場合、設置した人に責任がおよびますので撤去をお願いします。

【凍結防止剤について】

凍結しやすい橋や坂道付近に「凍結防止剤」を置いていきます。路面が凍結したときなどにはご自由にお使いください。

【木の剪定をお願いします】

道路沿いの民地内の木や竹が雪の重さで垂れ下がり、道をふさいでしまい通行ができないことがあります。所有者は降雪前までに木の剪定や伐採をお願いします。

問 本庁舎道路課

0857・30・8351

または各総合支所産業建設課

大雪時のごみ収集について

大雪による道路事情のため、やむを得ずごみ収集を中止する場合があります。ごみ収集の中止や収集状況に係る緊急連絡は、本市公式ホームページや、ケーブルテレビの文字放送などで可能な限りお知らせします。

また、大雪によりごみステーション周辺への車の通行が困難な場合は、道路事情の回復状況のみ

◆対象

一人暮らしなどで次に該当する人。

- ①介護認定を受けている人
- ②障がい者手帳を持っている人
- ③避難行動要支援者支援制度に登録されている世帯

◆条件

積雪量が50センチ以上であり、本人や家族、地域で除雪できない場合に玄関から公道まで。
※駐車場の除雪や屋根の雪下ろしなどは行いません。

◆受付方法

電話にて左記問い合わせ先まで。

※受付時間…平日8:30～15:00
※除雪実施は、申込日の翌日以降の平日（午前中）とします。
※積雪前の事前予約はできません。

問 本庁舎地域福祉課

0857・30・8202

問 本庁舎障がい福祉課

0857・30・8217

問 各総合支所市民福祉課

14ページ